

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」  
第2回議事概要

日時：令和3年7月1日（木）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会 事務局長
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局 選挙課長
八木原 克敏	前橋市選挙管理委員会事務局 主任(栗原 拓郎 主任の代理出席)
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
中山 善之	日野市選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
崎山 雅子	南国市 市民課長(岩田 朋子 選挙管理委員会事務局主査の代理出席)
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

木之瀬 義孝 構成員はご欠席。

（総務省）

友井 泰範	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 係長
福井 隆士	総務省自治行政局選挙部 選挙課 事務官
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

**【議事次第】**

1. 論点の検討
2. その他

**【意見交換（概要）】****■各種基準日定義について**

- 公職選挙法の各根拠条文に則り、実務の現状を的確に反映させた事務局案とすることが望ましいと考える。
- 住民票消除日として記載がある転入通知年月日の定義を確認したい。  
→転入通知年月日とは、転入届が転入先の自治体において提出された際に登録される、転入通知情報が住民基本台帳ネットワークシステムより連携された年月日を指します。  
→令和3年の住民基本台帳法の改正により、転入先の自治体において転入届提出前に転出証明書情報が通知されることとなる。そのため、転入通知情報の連携の仕組みが従来とは異なる旨を補足する。  
→補足いただいた住民基本台帳法の改正による影響の調査を含めて、事務局にて取りまとめ案を検討します。

**■住民異動情報反映について**

- 住民異動情報の反映にあたっては職権記載及び職権修正による異動をともに自動で選挙人名簿管理システムに反映しており、特段の運用上の問題は発生していない。今回の標準化案にて手動反映とした理由を確認したい。本市の運用としては職権記載、帰化、国籍取得による異動は少数だが、職権修正は一定数発生しており、事後的にエラーリストを出力し、異動の内容を確認している。  
→自動反映後にエラーリストを用いて確認を行うことが簡便と考えるため、運用上望ましい。  
→手動反映とされている異動内容については、発生数が多いため現状の運用では自動反映を行っている。転出取消・遡り転出等については事前にリストを出力し、確認を実施している。  
→挙がった意見を基に事務局にて検討いたします。

**■二重登録者管理について**

- 選挙人名簿の登録状況に係る二重登録通知及び照会事務について、選挙人名簿管理システムの標準化に合わせてシステム間連携による登録状況の通知及び照会の実施を検討できるのではないかと考える。  
→各自治体が有する選挙人名簿管理システムをネットワーク経由で連携することは、支援対象者や失権者等の個人情報の管理やセキュリティの担保等の課題があると想定されるため、まずは各自治体間の運用差異を標準化することを目的として、通知を主とした運用とする内容を提示しております。
- 二重登録に係る照会をメールにて実施する場合は、照会内容に含めるデータ項目の検討が必要となると考える。また、選挙人名簿管理システムからメールを送付することで照会が実施できる機能があると運用が簡便になると考える。
- 二重登録通知・照会文書には送付文書の管理のため、文書管理番号が必要と考える。  
→標準化案としては文書番号を記載する案を想定しております。
- 二重登録通知にかかる移転先住所は、通知の送付先市区町村における対象者の確認時に必要な情報ではないかと考える。
  - ・二重登録照会回答に移転先住所及び移転元住所の双方を記載している。

→挙がった意見を基に事務局にて検討いたします。

- 二重登録照会について、転入後3ヶ月以内に再度転出を行った者について、その経緯を備考欄に記載している。こうした短期での再転出者の取扱いを含め、備考欄の記載を検討してもらいたい。

→二重登録照会の結果、同様に再転出者であった場合、姓名の変更があった場合には備考欄にその旨を記載している。

→再転出者に関する情報の把握のため、欄外に「転出された場合は、転出先市町村名及び転出年月日の記入をお願いします。」と記載している。

→再転出者及び備考欄の取扱いについて、挙がった意見を基に事務局にて検討いたします。

#### ■投票所入場券作成について

- 投票所入場券作成のプロセスについて、標準化の検討にあたって投票所入場券の印刷を担う事業者へ提示する印刷データの形式等は検討の対象となるか。税業務の標準化においては、Gov-Cloud上に構築するシステムからの出力の実現方法の検討の一環として、検討の対象となっている。

→現在、印刷データのデータ形式は検討の対象としていませんが、税業務の標準化の動向も確認した上で、今後の課題として検討します。

- 世帯単位・封書様式での投票所入場券作成とした場合の各構成員の意見を確認させてください。

- ・個人単位・はがき様式で作成しているが世帯単位・封書様式に対する異論はない。その場合、送付時の宛名に世帯主を載せるのか、世帯構成員全員を載せるのか、今後検討が必要と認識している。

- ・世帯単位・封書様式で作成している。送付時の宛名については、世帯主の氏名が窓付封筒の窓枠に位置するよう、印字している。世帯構成員全員を宛名として記載すべきとの意見もあるため、印刷事業者の対応可否も含めて検討を行っている。

- ・世帯単位・はがき様式で作成している。期日前投票用の宣誓書を合わせて印字している。封書様式へ変更する場合は、材料費や送料などの費用負担の増加が懸念される。

- ・世帯単位・はがき様式で作成している。一世帯当たり6人まで一枚のはがきで作成している。世帯単位・封書様式に変更するとなると、世帯構成員全員の投票所入場券を同封するための名寄せ作業が必要となり、作業ミスのリスクが発生すると考える。

- ・世帯単位・封書様式で作成している。送付先の印字については宛名台紙を使用し、世帯主情報のみ印字している。世帯構成員全員を宛名として印字すべきとの意見も挙がったが、最低限の個人情報を送付物に表示する意図から現状の運用を取っている。

- ・世帯単位・封書様式で作成している。宛名には世帯構成員全員を印字し、窓付封筒を使用し送付している。名寄せ作業を含め、投票所入場券の発送にあたっては外部委託を行っている。現在のところ、名寄せ作業に係るミスに起因する市民からの苦情は発生していない。

- ・世帯単位・はがき様式で作成している。一世帯当たり6人まで一枚のはがきで作成しており、裏面に宣誓書を印字している。宛名には世帯構成員全員を印字している。世帯単位・封書様式に変更する場合は、宛名ラベルを使用し、窓付封筒を使用することで誤送リスクを低減できると考える。

- ・世帯単位・はがき様式で作成している。一世帯当たり4人まで一枚のはがきで作成しており、裏面に宣誓書を印字している。宛名には世帯構成員全員を印字している。

- ・個人単位・はがき様式で作成及び送付を行っていた際には、不着を理由とした、選挙人からの問合せや苦情が多く発生していたこと、宣誓書とともに啓発チラシなどを同封可能であることから、宛名は各個人名を標記した世帯単位・封書様式での作成が望ましいと考える。

・発送単位は概ね世帯単位、様式については封書とはがきで広く差異があることを確認しました。宛名ラベルの仕様、宛名の記載内容を含めて、挙げた意見を基に事務局にて検討いたします。

- 投票所入場券の性別表記は現在実施していないが、男性の選挙人には「※」をつけ、職員による判別を可能としている。性別は投票所入場券を用いた集計時に使用している。  
→投票所入場券における性別表記については、投票所入場券を用いた集計を実施している市区町村もあり、挙げた意見を基に事務局にて検討いたします。
- 投票所案内図の表記は本市においては直接地図を印字する代わりに二次元バーコードを印字しており、二次元バーコードを読み取ることで投票所の案内図に加え、混雑状況などの情報を表示可能としている。投票所案内図の印字スペースを設けることを標準化案とした場合、当該二次元バーコードを印字可能なスペースを残してもらいたい。  
→二次元バーコードを印字するためのスペースを確保するため、余白を広げる案を検討します。
- 投票所入場券は代理投票及び点字投票の対象者である旨の確認欄があることが望ましい。  
→代理投票及び点字投票の対象者である旨は、投票録や集計の作成のため、投票所入場券に付箋を貼ることで管理している。  
→挙げた意見を基に事務局にて検討いたします。
- 到着番号（受付番号）の記載をしている団体について、実際にどのように使用しているか確認したい。
  - ・受付番号は投票所での受付終了後に、選挙人名簿抄本の記載と投票所来場者を対照する際に使用している。
  - ・受付番号は投票所来場人数と交付した投票用紙の枚数の管理のために使用している。受付にあたっては各投票所において受付係を一か所に集約しており、一意の受付番号を投票所来場者に割り当てている。  
→到着番号（受付番号）を投票所入場券の事務処理欄の1項目として整理します。
- 投票所入場券裏面の宣誓書の記入項目には選挙人氏名のフリガナがあると検索の際に利用できるため、記載項目として追加していただきたい。

以上